

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 平成30年5月24日（木曜日）

午後 1時40分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午後 2時57分 散会

付託事件

報告第17号，報告第18号，報告第19号，報告第20号，報告第21号，報告第22号中第1表中歳出及び第2表継続費補正，報告第23号中第1表中歳出及び第2表継続費補正，報告第25号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 報告第17号 専決処分について（水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）
- ② 報告第18号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する災害援護資金の貸付けの特例に関する条例の一部を改正する条例）
- ③ 報告第19号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）
- ④ 報告第20号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）
- ⑤ 報告第21号 専決処分について（水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例の一部を改正する条例）
- ⑥ 報告第22号 専決処分について（平成29年度水戸市一般会計補正予算（第7号））中第1表中歳出及び第2表継続費補正
- ⑦ 報告第23号 専決処分について（平成30年度水戸市一般会計補正予算（第1号））中第1表中歳出及び第2表継続費補正
- ⑧ 報告第25号 専決処分について（水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

2 出席委員（7名）

委員長	高 倉 富 士 男 君	副委員長	綿 引 健 君
委員	田 中 真 己 君	委員	小 泉 康 二 君
委員	木 本 信 太 郎 君	委員	田 口 米 蔵 君
委員	袴 塚 孝 雄 君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（1名）

議 員 中 庭 次 男 君

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	秋葉宗志君		
保健福祉部長 兼福祉事務所 長	大曾根明子君	福祉事務所 参事兼 福祉総務課長	小山忠君
福祉事務所 参事兼 子ども課長	柴崎佳子君	保健福祉部 参事兼 国保年金課長	川津英臣君
生活福祉課長	櫻井学君	障害福祉課長	平澤健一君
高齢福祉課長	野口奈津子君	介護保険課長	荻沼学君
保健センター 所長	小林かおり君	保健所準備 課長	小林秀一郎君
消防長	根本一夫君	消防次長	石川隆君
消防次長兼 北消防署長	小泉直紀君	消防本部参事	鈴木豊君
消防本部参事	小川喜実君	南消防署長	大越唯行君
消防総務課長	勝村俊則君	火災予防課長	大内康弘君
消防救助課長	箕輪重美君	救急課長	石田宏一君
教育長	本多清峰君	教育部長	増子孝伸君
教育委員会 事務局教育部 参事	川俣智君	教育委員会 事務局教育部 参事兼 教育企画課長	三宅修君
教育委員会 事務局教育部 参事兼 幼児教育課長	鈴木功君	教育委員会 事務局教育部 参事兼内原 中央公民館長	五上義隆君
総合教育研究 所長	萩谷孝男君	学校管理課長	鎮目英俊君
学校保健給食 課長	大和敦子君	学校施設課長	埜敏之君
生涯学習課長	大澤秀樹君	歴史文化財 課長	白石嘉亮君
中央図書館長	松本崇君	総合教育 研究所副所長	小川佐栄子君

6 事務局職員出席者

書記	嘉成将大君	書記	矢吹友鏡君
----	-------	----	-------

午後 1時40分 開議

○高倉委員長 引き続き御苦勞さまです。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表のとおり、報告第17号ほか7件であります。

お諮りいたします。審査の進め方につきましては、初めに、執行部に提出案件の説明を求め、次に、順次質疑を行い、御意見等を伺った後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております報告第17号ほか7件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から、順次、提出案件の説明を願います。

初めに、報告第17号 専決処分について（水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）について、執行部から説明を願います。

柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 平成30年第1回水戸市議会臨時会議案書①の3ページをお開き願います。

報告第17号 専決処分について御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、4ページ、別紙のとおり平成30年3月30日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

改正の内容につきましては、保健福祉部子ども課提出の参考資料により御説明いたします。

まず、1の改正理由につきましては、放課後児童健全育成事業——本市においては民間学童クラブ及び開放学級がございます。児童福祉法に基づく国の基準に従い、設備及び運営に関する基準を条例で定めているところでございます。本事業に従事する放課後児童支援員は、基礎資格を有した方が所定の研修を修了することとされておりますところ、本年3月30日付、国の基準省令の改正が行われ、支援員の基礎資格に変更が生じたことから、条例の一部を改正したものです。

次に、2の改正内容につきましては、ページを返していただきまして、2ページの新旧対照表をごらん願います。

条例第8条第3項第4号の学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者を、教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者に改め、同第10号に5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めるものを追加するもの

でございます。この第4号につきましては、教育免許更新制度の関係でわかりにくい表現だったものを、対象者の具体的範囲を明確化したものでございます。解釈に変更はないということでございます。

また、第10号につきましては、これまでは高校を卒業していないために支援員になれない方につきましても、地方からの提案があり、そちらを踏まえ、学歴にかかわらず勤務経験などから判断し、資格要件に加えたものでございます。このことによりまして基礎資格が拡充されております。

1ページにお戻りいただきまして、3の施行期日につきましては、平成30年4月1日としたものでございます。

なお、1ページ下段に放課後児童支援員の基礎資格をまとめたものを記載してございます。下線部が今回改正した箇所となります。

また、3ページには参照条文を記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上です。

○高倉委員長 次に、報告第18号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する災害援護資金の貸付けの特例に関する条例の一部を改正する条例）について、執行部から説明を願います。

小山参事兼福祉総務課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 議案書①5ページをお開き願います。

報告第18号 専決処分について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、東日本大震災による被災者に対する災害援護資金の貸付けの特例に関する条例の一部を改正する条例について、6ページの別紙のとおり平成30年3月30日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

改正の内容につきましては、保健福祉部福祉総務課提出の参考資料により御説明いたします。

初めに、1の改正理由につきましては、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、2ページの新旧対照表で御説明いたします。

条例第2条第1項中、網かけとなっておりますように、平成30年3月30日を平成31年3月31日に改め、申し込み期限を1年間延長するものでございます。

1ページに戻っていただきまして、3の施行期日につきましては、平成30年4月1日としたものでございます。

なお、3ページに参照条文を記載してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、報告第19号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）について、執行部から説明を願います。

川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 議案書①7ページをお開き願います。

報告第19号 専決処分について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例につきまして、8ページ、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとのことでございます。

内容につきましては、保健福祉部国保年金課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、平成30年度におきましても、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等の対象地域における被保険者に係る国民健康保険税の減免措置に対する国の財政支援が、対象者を変更して延長されたことに伴い、東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正したものでございます。

2の改正内容のうち、(1)の保険税の減免対象年度は平成30年度分とするものでございます。

(2)の保険税の減免対象者等につきましては、資料2ページの避難指示区域の概念図により御説明をいたします。

平成30年度保険税の減免の対象地域は、縦横及び斜めの罫線が引かれている地域でございます。なお、平成29年度の条例改正以降に新たに避難困難区域等が解除された地域はございませんので、現在の避難困難区域等の地域は前年度と同様に縦または横の罫線が引かれている地域でございます。上から申し上げますと、飯舘村の一部、南相馬市の一部、浪江町の一部、葛尾村の一部、双葉町、大熊町、富岡町の一部でございます。この地域に住所を有していた世帯につきましては、平成29年中の基準所得額にかかわらず、平成30年度の保険税を減免するものでございます。

その他の斜めの罫線が引かれている地域につきましては、平成29年4月1日までに避難指示等が解除された地域でございます。こちらの地域にお住まいだった世帯につきましては、平成29年度の所得額から基礎控除額33万円を控除した世帯の基準所得額の合計額が600万円未満の場合に平成30年度の保険税を減免するものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、(3)の減免の申請期限は平成31年3月31日とするものでございます。

(4)の経過措置といたしまして、平成29年度末に被保険者資格を取得したことによる、いわゆるさかのぼり転入でございますけれども、この方につきましても平成29年度分の保険税を30年度以降に課税となった場合についても減免の対象とするものでございます。

3の施行期日は、平成30年4月1日としたものでございます。

また、3ページから5ページに新旧対照表を、6ページ、7ページに関係法令の参照条文を記載しておりますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、報告第20号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）について、執行部から説明を願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 それでは、議案書①の9ページをお開き願います。

報告第20号 専決処分について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして、10ページにあります別紙のとおり平成30年3月30日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

条例の内容につきましては、介護保険課提出の報告第20号参考資料によりまして御説明いたします。

初めに、資料の1、改正理由でございますが、平成30年度におきましても、福島原発事故に伴います介護保険料の減免措置に対する国の財政支援が対象者を変更して延長されたことに伴いまして、専決処分により関係条例の一部を改正したものでございます。

以下、2、改正内容及び3、施行期日につきましては、今ほど説明のありました国民健康保険税の減免と同様の取り扱いとなりますので、説明は省略させていただきます。

資料につきましては、ページを返していただきまして、2ページから3ページが新旧対照表、4ページが参照条文となっておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、報告第21号 専決処分について（水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例の一部を改正する条例）について、執行部から説明を願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 続きまして、議案書①の11ページをお願いいたします。

報告第21号 専決処分について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例の一部を改正する条例につきまして、12ページにあります別紙のとおり平成30年3月30日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

条例の内容につきましては、介護保険課提出の報告第21号参考資料によりまして御説明いたします。

初めに、1、改正理由でございますが、指定地域密着型サービス事業に係る基準省令の一部改正に伴いまして、本市における指定地域密着型サービス事業の基準について改正が必要なため、専決処分により関係規定の整備をしたものでございます。

次に、2、改正内容につきましては、(1)指定看護小規模多機能型居宅介護、こちらにつきましては、デイサービスであります通い、またホームヘルパー、看護師等による訪問、また施設への泊まりを1つの事業所において行うサービスでございますが、指定地域密着型サービス事業者の適格要件であります法人に、病床を有する診療所を開設している者を加えるものでございます。

また、(2)の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護、こちらは訪問介護または訪問看護につきまして、定期の巡回またはオペレーターによる24時間対応の訪問サービスでございます。また、こちらのサービスから訪問看護を除いたものが指定夜間対応型訪問介護でございますが、これらのサービスの訪問介護員等の資格者につきまして、介護職員初任者研修課程の修了者であることを規定するものでございます。

次に、3、施行期日につきましては、平成30年4月1日でございます。

なお、資料の2ページから3ページが新旧対照表、4ページから5ページが参照条文となっておりますの

で、御参照願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、報告第22号 専決処分について（平成29年度水戸市一般会計補正予算（第7号））中第1表中歳出及び第2表継続費補正について、執行部から説明を願います。

埴学校施設課長。

○埴学校施設課長 それでは、議案書①13ページ、報告第22号 専決処分について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年度水戸市一般会計補正予算（第7号）を別紙のように、3月30日付専決処分したことについて、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

14ページ、別紙をお開きください。

平成29年度水戸市一般会計補正予算（第7号）につきましては、国による平成29年度第1次補正予算を活用して、総額17億5,930万円の増額補正を行うものでございます。

詳細につきましては、議案書②、4、5ページをお開き願います。

第10款教育費、2項小学校費、3目小学校建設費につきましては、3億8,910万円の増額でございます。

内容につきましては、説明欄、小学校施設設備整備事業費につきましては、ランチルーム等の天井材落下防止対策として6,810万円、吉田小学校長寿命化改良事業費として3億2,100万円の増額補正を行うものでございます。

続きまして、第10款教育費、3項中学校費、3目中学校建設費につきましては、13億7,020万円の増額でございます。

内容につきましては、説明欄、中学校施設設備整備事業費につきましては、ランチルーム等の天井材落下防止対策として2,820万円、中学校空調設備事業費として10億8,000万円、内原中学校屋内運動場長寿命化改良事業費として2億6,200万円の増額補正を行うものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開き願います。

継続費につきましては、吉田小学校長寿命化改良事業において、国の補正予算を活用して平成29年度に前倒しすることから、年割り額の変更を行うものでございます。なお、事業費総額の変更はございません。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、報告第23号 専決処分について（平成30年度水戸市一般会計補正予算（第1号））中第1表中歳出及び第2表継続費補正について、執行部から説明を願います。

埴学校施設課長。

○埴学校施設課長 続きまして、17ページをお開きください。

報告第23号 専決処分について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年度水戸市一般会計補正予算（第1号）を別紙のように、3月30日付専決処分したことから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

18ページをお開きください。

別紙、平成30年度水戸市一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

先ほど報告第22号において説明しましたとおり、平成29年度補正予算に前倒し補正した事業費17億5,930万円を減額補正するものでございます。

議案書③平成30年度補正予算に関する説明書については後ほどお目通し願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、報告第25号 専決処分について（水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、執行部から説明を願います。

川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 議案書①の23ページをお開き願います。

報告第25号 専決処分について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、24ページ、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、保健福祉部国保年金課提出の文教福祉委員会資料により御説明いたします。

1の改正理由は、地方自治法施行令の一部が平成30年3月31日に改正され、国民健康保険税の課税限度額及び軽減措置が改正されたことに伴いまして、水戸市国民健康保険税条例の一部を改正したものでございます。

2の改正内容でございますが、1点目は、課税限度額の改正でございまして、平成30年度分からの国民健康保険税の基礎課税分に係る課税限度額を54万円から58万円に引き上げるものでございます。

2点目は、軽減措置の改正でございまして、世帯の所得に応じて均等割及び平等割を7割、5割、2割に軽減しておりますが、このうち平成30年度分の保険税から5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者1人につき加算すべき金額を27万円から27万5,000円に、2割軽減におきましては、被保険者1人につき加算すべき金額を49万円から50万円に引き上げ、軽減措置の拡充を図るものでございます。

3の施行期日は、平成30年4月1日としたものでございます。

参考といたしまして、平成30年度からの税率等と、ページを返していただきまして、2ページに平成30年度からの軽減判定所得を記載してございますので、御参照願います。

さらに3ページ、4ページに新旧対照表を、5ページ、6ページに参照条文を記載してございますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 以上で、提出案件についての説明は全て終了いたしました。

それでは、これより順次、質疑を行います。

初めに、報告第17号 専決処分について（水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 放課後児童健全育成事業の支援員の資格にかかわる改正であります。まず、本日の資料のあのほうでは、いわゆる教員免許にかかわる部分がありますが、解釈変更なしという御説明でしたけれども、具体的には現職の方はもちろん先生をやっているわけでしょうから、なり得ないのかなと思いますけれども、元教職の方だとか、免許を持っているけれども、現在は離職されているとか、そういう方はもちろんいいというふうに理解していいのかということでもあります。そういう場合に、更新制の話がありましたけれども、更新されない方もいらっしゃるのではないかとこのようにも思いますが、その辺はどうなのかということでもあります。

それから、5年以上の従事者となっておりますが、今日の資料の下段のほうに高卒であれば2年以上の児童福祉事業の経験、今回追加で高卒でなくても5年以上の放課後児童健全育成事業の経験となっておりますが、現在この種の事業は民間の学童クラブですとか、水戸市で言えば開放学級で実施されておまして、いずれも、例えば開放学級で言えば支援員の確保そのものに苦勞されている現実があるだろうというふうに思うんですけれども、資格の枠が広がるという意味では、確保しやすくなるというふうに理解すべきものかとは思いますが、いかんせん、そうはいつでも適格者で、やっていただく方が大幅にふえるという感じもしないですけれども、その辺の影響としてはどういうふうに見たらいいのかなというところをお聞かせいただきたいと思っております。

○高倉委員長 柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

まず、第4号関係の教員免許の関係でございますが、国の解釈によりますと、改正前後で対象者に変更はないというところでございますが、教員免許状を一度でも取得したことがある方に関しては、普通免許状、特別免許状、臨時免許状等の種別にかかわらず、資格を有するというふうに解釈して差し支えないという意味で、文言をより明確に規定したというふうに出されてございます。

また、第10号の5年以上の経験等に関しましては、先ほども申しました学歴にかかわらず、実力のある、支援員となるべき方々がいらっしゃるということが、地方から提言がございまして、こちらを踏まえて改正したということもございますけれども、これにつきましては、具体的に5年の実務経験という部分に関しましては、放課後児童クラブ等での継続的なかわりを児童としていたというような、例えばそういったものを実務として認めるというような判断の基準が示されてございます。

なお、本市における開放学級及び民間学童クラブの支援員に関する規定に関しましては、改正前におきましても、改正後におきましても影響はないということございまして、今後支援員となるべき方については、この拡大した部分も含めて広く従事する可能性が広がったというふうに考えてございます。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 支援員となるべき人の立場が緩和されたということで大変いいことだと思っておりますが、現実の問題として、その5年間、今の支援員の所得で働き続けるというのは非常にハードルが高い。した

がって、1年、2年でやっぱりやめていかれる方が多いと、こういうふうな現状があるんだと思うんですよ。今、水戸市内の支援員で5年以上従事し、市長が適当と認めるという条件の方がどのぐらいいて、今回改正になって、どのぐらいの方が影響を受けて、現場がどのぐらい改善されるのかという数字はお持ちでしょうか。

○高倉委員長 柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えします。

民間学童クラブに関しましては、支援員の平成29年度の実績といたしまして、総数42名のうち、常勤職員が28名、非常勤職員が14名、このほかに補助員と支援員を補助する職員が合わせて40名いるような実績の報告がございます。学童クラブに関しましては、そういったことで水戸市はクラブに対する補助金を交付要項に沿って支給している中で、常勤の方に関してはそれを専業としておられる方もいらっしゃいます。勤務の状況につきましては、それぞれのクラブの運営の中でやっておられるというふうにご覧いただけます。

以上です。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 この学童クラブ等々については、水戸市の認可事業としておやりになっていると思います。そして、やっぱり今民間では、この学童クラブの活動が地域の子どもを支えていると、こういう現場にもなっているわけですよ。そういう中であっては、この学童クラブにせっきゃく資格要件を緩和して、そして長くお勤めをいただいて、そして目の輝いた子どもたちを育成していくと、こういうふうな高い目標からいくとある程度の所得保障というようなものがなされるべきではないかと。そうしないと人材がなかなか集まらない。そしてリタイアしていったらまた新しい人が入ると。この繰り返しなんですよ。だから、10年も15年もと言ったら長いですけども、一応5年以上継続的におやりになっているという方は、本当に献身的に水戸市の子どもを考えて、そういう立場をおやりになっていると、こういうふうなことだと思いますんで、その辺はこの緩和策と同時に、やっぱりある程度生活が成り立つぐらいの所得保障ができるような補助体制の構築というのは避けて通れないのではないかと思いますんで、今後の予算編成、またさらなる充実という観点からはぜひそういったところにも力を入れていただきたいと思っておりますんで、よろしく申し上げます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、報告第17号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第18号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する災害援護資金の貸付けの特例に関する条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 これは以前も聞いたかもわからないんですが、この貸付制度の対象者や貸し付けられる資金の用途あるいは申し込みの実績等についてどうなのかという点と、毎回延長されていると思うんですけども、そうした対象世帯に対する周知の徹底というあたりはどういうふうに取り組まれるのかをあわせてお聞かせください。

○高倉委員長 小山参事兼福祉総務課長。

○**小山福祉事務所参事兼福祉総務課長** ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

この条例につきましては、東日本大震災の被災者に適用されます災害援護資金貸付制度の利用促進を図るための制度でございます。貸し付けの対象となる方につきましては、世帯主が負傷した場合とか、世帯主が負傷しない場合など、いろいろなケースがございます。例えば世帯主の負傷がない場合で住居が半壊した場合、170万円までの限度額、全壊の場合は250万円、住居全体が滅失した場合には350万円までという限度額がございます。これらの方への利用につきましては、市のホームページなどに掲載いたしまして、周知に努めているところでございます。

以上でございます。

○**高倉委員長** 実績と周知方法という話もあった。

○**小山福祉事務所参事兼福祉総務課長** 失礼いたしました。周知につきましては、市のホームページ等で周知をしているところでございますが、これまでの貸し付けの状況について御説明いたします。

平成23年の東日本大震災発生後、平成23年度には32件の貸し付けがございました。その後平成24年度には27件、そして平成26年度に1件ということで、これまで60件の貸し付けがございました。以上でございます。

○**高倉委員長** よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高倉委員長** ないようですので、報告第18号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第19号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方、発言を願います。

田中委員。

○**田中委員** 本件も3月議会の、たしか最後の委員会で報告があったかと思うんですが、念のためちょっと確認させていただきたいと思います。

被災世帯、対象世帯、地域の変更とあわせて減免のルールが一定変わるわけですけども、水戸市における、この米印の2番ですか、600万円以上の世帯というのはどれくらいあって影響を受けるのかということですね。お願いします。

○**高倉委員長** 川津参事兼国保年金課長。

○**川津保健福祉部参事兼国保年金課長** 田中委員の御質問にお答えいたします。

平成30年度の状況については、所得の状況についてはまだ確定しておりませんので、平成29年度の状況をもとにお答えいたしますと、平成29年度の状況におきましては、600万円以上の所得の方は水戸市内にはいらっしゃらないという状況でございます。

以上でございます。

○**高倉委員長** 田中委員。

○**田中委員** そうすると、減免対象者、いわゆる居住区域との関係で減免される対象者というのはいらっしゃいますよね。約20世帯ぐらいあるというようなお話があったかと記憶しているんですが、その点すみ

ませんが、もう一度お願いします。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 再度の田中委員の御質問にお答えいたします。

平成30年度の減免の対象者でございますけれども、平成29年度末の状況を見たところ、17世帯が平成30年度対象になる見込みとなっております。

以上でございます。

○高倉委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

ないようですので、報告第19号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第20号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 介護保険ですが、今と同趣旨で、平成29年度の状況から見て、減免対象者というのは市内にどれくらいいらっしゃるのかということで、また今回の変更の影響についてはどういうふうに見込まれるか、あわせてお聞かせください。

○高倉委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 平成29年度におきまして免除された対象の方は14名となっております。平成30年度につきましては、まだ所得が確定していないということで見込みはできておりません。状況につきましては、対象要件につきましては、平成29年度末と同じ状況となっておりますので、対象要件につきましては、そのまま引き継ぐということになっておりますので、よろしく願いいたします。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、報告第20号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第21号 専決処分について（水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 前の議会でもこの指定看護小規模多機能型居宅介護、看多機というふうに通称言われているようですが、その関連する議案が出ていたと思うんですけども、先ほどの御説明ではデイサービスへの通いとか、ヘルパーや看護師の訪問、また宿泊のサービスが受けられるということですが、いずれにしても、この(1)と(2)は言葉だけでは想像がなかなか難しいといえますか、利用者側から見て、そこに行くかどうかというサービスを受けられるのか極めてわかりにくいというのが率直な感じなんですけれども、この看多機については、一番その施設に合っている人というのはどういう状態の方であるのか。また、社会的にまだ認知がされていないと思うんですけども、市内の開設動向、今回病床を有する診療所を開設している法人もそこに加えると思うんですけども、そうした動向が現実にはあるのかどうか、その辺の実態をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○高倉委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 看護小規模多機能型居宅介護のサービスに適している方といいますのは、こちらは訪問看護ステーションも併設しておりますので、やはり医療的ニーズの高い方、具体的に言えば、退院直後の方とか、入退院を繰り返すような方が比較的こういうサービスに合っているものかと考えております。

また、今後の動向につきましては、病床を有する診療所を開設している法人も対象ということになったわけなんですけれども、そちらにつきましては、まだ私どものほうに希望、開設の意向、そういった問い合わせは今のところはございません。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 今回診療所に併設ということが認められたというか、新たに加わったわけでありますけども、今の説明の中で医療との連携ということになると、当然ながら医療費の中で支払うべきものが、どうも最近介護保険のほうに乗かってきているのではないかと。介護保険は2年に一遍、要するに改定があるんで、取りやすい。悪く言えばね。そういうふうな傾向があって、どうしても介護保険の値上がりを導いてしまうような結果になってしまうような気がしてならない。診療所というのは、入院病床を持たない診療所ではないんです。小規模多機能型居宅介護という、少なくとも泊まり施設を併設しているというのがこれまでの従来の小規模多機能の考え方であったんですけども、医療との連携の中でのこの費用というのは、いわゆる診療所というのは19床の入院ベッドを持っているところがやるということなんですか。そうだとすれば、水戸市内に今現在入院ベッドを持っているところというのは診療所として何件ぐらい残っておられるんでしょうか。今申請がないということでしたけれども、申請をすれば新たに入院病床19床というのは、これ認められないはずなんだけれども、介護保険が併用されるということで認められるようになるんでしょうか。

○高倉委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 一応入院の設備が整っているところが対象になると解釈しております。申しわけありませんが、市内に何件あるかというのは実数としては、今のところはつかんでおりません。

以上でございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 看護師さんの病院離れというのは泊まりがあるから病院離れなんです。結局これは介護者がいればいいということになるわけだ。そうすると、介護保険というよりは、何か病院の空きベッドを手助けするような制度に聞こえてならない。私たちが心配しているのは、介護保険はうなぎ登りに金が取れるという、そういう概念の中で保険運営をしていると、どんどん医療との連携という、地域密着とかいろんな言葉を使いながら、どうしても医療のほうに金が流れる介護保険になってしまうのではないですか。国保はもう上げられない。低所得者がどうだ、生活保護がどうだ、何がどうだという状況の中で、もう国保は上げられないんですよ。上げられない部分の医療費をどうやって稼ぐかということに介護保険が移行してしまうと、介護保険というのは皆さん方も払うんですよ、これから。介護保険というのは安いところは3,000円ぐらいのところもあれば、もう1万円を超えているところもあるんだよ。そうすると、これ天井知らずだ、今のところは。そうすると、これからどんどんそういうふうなものが領域に入ってくることによって、どこか

で歯どめをかけないと、お金というのはどんどん吸い取られてしまって、本来の介護が必要な方の費用よりは医療との連携というほうに、みとりとか何かいろんなのが出てますよね、今回もね。そういうふうなものに流れてしまう。悪く言えば。もっと悪く言えば搾取されてしまう。そのために我々は介護保険が上がってくるんだ。こういうことになってはやっぱり介護保険の本来の意味がないんじゃないか。誰も言わないでしょうから、私からそれを言うておきますよ。私が一番払っているぐらいだ。

そういったこともその運営の中でしっかりとコントロールしていかないと、国はこうやるよ、ああやるよと。国は何でもいいんだ、責任を持たないんだから。だけど、介護保険というのは事業主体は地方自治体。そのために水戸市とひたちなか市では介護保険料が違うんだよ。だから、逆に言ったらば運営主体である水戸市がその辺のところをどうするのか。当然ながら高度医療を守っていただくためには、それなりの費用負担をしていかななくてはならないというのはわかりますよ。わかりますけれども、医療を守るための介護保険ではないということだよ。介護保険はあくまでも介護が必要な方々に手厚い介護をするための保険なんですよ。だから、そのために本来やらなければならないのは、要介護2、3の前期ぐらいの方々が認知症になりました、まだらぼけになってしまった、言葉悪いけれども。このときに家に帰れという制度じゃないですか。家に帰れという制度は、じゃ、誰が面倒を見るんですか。みんな保育園に子どもを預けて働きたい。何とか暮らしを守りたい。家にはいない。そうすると、介護が必要なおじいちゃん、おばあちゃんが連れ合いを面倒見るといふ状況になってしまう。そこに悲劇が生まれているということもやっぱり現場の管理者としてしっかりと見据えながら、この介護保険の運営をしていただきたい。答弁はいいですよ。どっちみち答弁できないでしょうからいいですよ。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、報告第21号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第22号 専決処分について（平成29年度水戸市一般会計補正予算（第7号））中第1表中歳出及び第2表継続費補正について、質疑のある方、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 学校関係の工事が平成30年度から平成29年度に前倒し、国がお金をつけたということで補正予算なわけですが、本予算に多分もちろん載っていたんでしょうけれども、第三中学校のランチルームの天井落下防止工事というのは現状どうで、何をどう改善するのかというのを改めて聞いておきたいと思いません。

それから、今回全部前倒しになるわけですが、その効果として、工事時期が平成30年度当初予算で組んでいたより早まるとかということはあるのか、あるいはないのか。また、学校生活上の影響ですね、中学校で言えば空調ですし、吉田小学校で言えばプレハブ建設や長寿命化の工事ということで、いずれも規模の大きなものばかりですが、その辺はどうなのかあわせてお聞かせいただきたいと思えます。

○高倉委員長 埴学校施設課長。

○埴学校施設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず1点目、第三中学校のランチルームでございますが、こちらに関しましては、建築基準法により、延

べ面積が200平方メートル以上、天井の高さが4メートル以上という、これは俗に特定天井と言われておりますが、そういうものに関しましては、地震等の際に落下するおそれがあるということで、天井材を軽いものにする。1平方メートル当たり2キログラム以下及びその天井を支える下地材の補強というものを行うということが工事の内容でございます。

続きまして、2点目、平成29年度補正による効果でございますが、先ほど委員さんからお話がありましたとおり、まずエアコン関係につきましては、年度当初から発注ができるということで、夏休みに教室内の工事が相当進められるというような効果がございます。あわせて、大規模改造工事につきましても、第2回定例会に提出予定であります内原中学校屋内運動場等に関しましては、当初の形、平成30年度の予算でまいりますと、国からの内示等の関係上、3月末には工事が終わらないというような状況でございましたが、平成29年度によりまして第2回定例会に工事案件を提出させていただき、3月の卒業式前に完成させられるような予定となっております。そのような効果が出ております。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 すみません、田中委員の関連で聞きたいんですけども。

長寿命化と大規模改造工事においてですね、今回幾つか補正が専決処分が出てますけれども、対象となるものが恐らく市立の小学校、中学校、義務教育学校かと思うんですね。小学校だったらば32校、中学校15校、義務教育学校1校ということで、例えば長寿命化改良工事においては、常澄の大場小ですとか、下大野小とかはもう既に終えていると思うんですね。今言った長寿命化、大規模改造工事に対する達成率、対象となるものと達成率というものの現状を教えてくださいんですけども。

○高倉委員長 埴学校施設課長。

○埴学校施設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず1つ目、エアコンにつきましては、昨年度及びその前年度2カ年にわたりまして小学校関係、平成29年度までに小学校のエアコン関係の設置に関しては完了しております。平成29年度補正予算によりまして、中学校、見川中学校を除く中学校全14校に於けるエアコンの設置ということで、今年度ももちましてエアコン関係、長寿命化改良工事として本年度行います吉田小学校を除きまして、全ての小中学校にエアコン関係完了するという予定になってございます。

続きまして、長寿命化改良工事ですが、長寿命化改良工事につきましては、平成28年度の下大野小学校の校舎が第1号ということで、今回校舎としての第2号が吉田小学校、その後順次学校に関しては進めてまいる予定で、吉田小学校が第2校目と、体育館につきましては、今回内原中学校の体育館を予定しておりますが、体育館に関しては昨年度浜田小学校の長寿命化改良工事ということで屋内運動場を行いまして、内原中学校が第2校目という現在の状況でございます。今後古い学校から順次進めてまいります。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 ありがとうございます。そうすると、中学校のエアコンについては、小学校も含めて既にもう見通しが立って、見川中も今工事しておりますから、小中一貫校としてやるんでしょうから。

長寿命化なんですけれども、下大野小を皮切りに始まったということなんですけれども、これは中学校もその後にやるというニュアンスですか。そういうニュアンスで言っているんですか。となると、別途やっているものもありますけれども、48校分の1が終わったという認識でよろしいんですかね、長寿命化は。今48分の2校目が始まったということで。なるほどね。それと、体育館は別だという意味ですか。体育館の進捗率はどうなりますか。

○高倉委員長 埴学校施設課長。

○埴学校施設課長 ただいまの御質問にお答えします。

私の説明が非常にまずい形で申しわけございません。小学校、中学校ともに校舎に関しては古いものから順次進めてまいります。同じく体育館に関しても同じように長寿命化改良事業でございますので、建築後40年以上たったものに関しまして、古い順から順次、長寿命化改良工事を進めてまいるという予定でございます。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 わかりました。そうすると、もう一度確認すると、体育館と学校は必ずしもセットではないという意味で言っているんですよね。わかりました。

ちなみになんですけれども、これ、今40年と言いましたか。40年がこの長寿命化をやってどのぐらいまで延ばすんですか。

○高倉委員長 埴学校施設課長。

○埴学校施設課長 説明不足で大変申しわけございません。40年以上使用している建物に関しまして、今後30年以上利用できるように長寿命化改良事業を進めてまいります。

以上でございます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、報告第22号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第23号 専決処分について（平成30年度水戸市一般会計補正予算（第1号））中第1表中歳出及び第2表継続費補正について、質疑のある方、発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、報告第23号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第25号 専決処分について（水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 本件は3月議会の最後の当委員会、また先ほど議案質疑でも我が会派の議員が質疑した件ですので、端的に確認等をさせていただきたいと思っておりますが、まず、限度額の引き上げの問題でありますけれども、対象となる世帯の所得並びに今回基礎課税分ですね、4万円上げるということで、全体が89万円から93万円になりますが、全体の影響、値上げ総額というものをお聞かせいただきたいと思っております。

それから、もう一つは、軽減措置の改正であります。1ページの(2)にございますけれども、これに伴

う影響ですね。軽減総額と、対象世帯数をあわせてまずお聞きしたいと思います。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

今回の課税限度額の対象となる所得額でございますけれども、夫婦及び子ども2人の4人世帯で試算しますと、680万円以上の所得がある方が新たな限度額の基準に達するというところでございます。

2点目といたしまして、課税限度額が89万円から93万円に4万円引き上がったことに伴います影響額でございますけれども、調定額といたしまして約2,900万円の増と見込んでございます。

続きまして、3点目の軽減判定所得の拡充に伴いまして、新たに軽減判定の対象になる世帯数は、5割軽減では87世帯、2割軽減では106世帯というふうに見込んでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 限度額引き上げ分の総額は約2,900万円というお話でした。今5割軽減、2割軽減、それぞれ87世帯、106世帯がプラスになるということですが、その軽減全体の調定額というのは幾ら、要するに負担が被保険者からすれば減るということなのか。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 再度の田中委員の御質問にお答えいたします。

今回の軽減判定所得の拡充に伴いまして、平成30年度の調定額につきましては、前年度と比較しますと約640万円ほど減になるというふうに見込んでございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 この問題ですね、限度額を引き上げるというのは、高額所得者と私は余り認識してませんけれども、680万円以上程度の方からも該当してしまうわけですが、この負担を所得の少ない方への軽減に充てるんだという枠組みでいつも同時に実施されてくるが多かったわけですが、今回見たように、約2,900万円負担がふえるに対して、640万円軽減ということで、いわば取り過ぎというふうに言えるんじゃないかとも思いますし、限度額そのものの改定経過を見ても、この8年間に6回ですね、非常に値上げになってきたということで、その間の値上げ、大体4万円ぐらいで来たんですが、8年前と比べると、もう24万円も年間です、この限度額が引き上がってくるということで、これは余りにも負担が重いのではないかというふうに思いますが、どうお考えかということであります。

判断そのものは自治体が可能でありまして、中には限度額をむしろ下げている自治体も全国には例があるというふうにも聞いておりますし、また、水戸市の繰越金の問題が、先ほども質疑でも出てましたが、6億8,000万円を超える繰り越しがあったということで、通常国保税の税全体の改定が予想されていたところ、その繰越金の活用によって値上げ改定は見送ったと。これは非常によかったですけれども、であれば、この方々に対する負担増というのも回避できる財源はありますし、そうすべきだったんじゃないかというふうに前回は申し上げたと思うんですが、改めてそう思うところあります。この点について見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、課税限度額の引き上げについての考え方でございますけれども、課税限度額につきましては、負担能力に応じた保険税を御負担いただくということが基本でございますけれども、それと一方ですね、納税意欲についても考慮するというので、高額所得者の方については一定の限度額を設けて、課税の上限を設けているというところでございます。これによりまして、被保険者間の負担の公平及び中・低所得者の負担軽減を図るということを目的として実施しているということで国から聞いているところでございます。

また、繰越金の活用につきましては、平成30年度の保険税を検討するに当たりまして、国民健康保険税を財源とした国保税納付金、これの不足分について充当するというようなことで、今回国保税の引き上げを据え置いたところでございますので、引き続きこの考え方に基づいて繰越金については活用していきたいというふうに考えてございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 一般会計繰り入れの議論がずっと毎行われてきましたが、水戸市は税率改定を見送ったまでの、これまでの国保財政を見ても、当初見込んでいた繰り入れをしなくても、先ほど申し上げた黒字、いわゆる繰り越し分が発生するぐらい財政的には好転しているというふうな状況であります。ですので、先ほど申し上げましたように、今回課税限度額89万円から93万円というふうに4万円値上げする。それは国が示したものであります。水戸市の国保財政で見れば、あえてそうした負担増をしなくてもいいんだというのが全体の判断として税率改正を見送るというふうになったわけなので、そこは国に忠実に値上げしてしまうというのは、やっぱり水戸市民に対し直接課税される立場から見て、やはりそれは行き過ぎなんじゃないかなというふうに思います。市独自の判断として、そうした課税限度額の引き上げというのを見送ることも、それは可能なんじゃないかと、考え方として、その点だけもう一度お聞かせいただきたいと。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

課税限度額につきましては、地方税法の施行令に規定してございますけれども、各市町村の対応につきましては条例で定めることとなってございますので、各市町村の判断によっては引き上げをしないという判断も可能かなというふうに考えてございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうだろうと思うんです。改正しなければ値上げできないわけなので、あわせて申し上げますと、今回これだけの負担をふやす案件をですね、専決処分という形でやっていいのかという問題も同時にあると思うんですね。有無を言わず市長が決めましたという結果報告みたいなことになってしまうわけです。それによって今回は約2,900万円の負担がふえるという、その議案の扱い方もやはり私は問題じゃないかと思うんですが、その点について御見解はいかがでしょうか。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 このたびの地方税法施行令の改正が平成30年3月31日だったということを踏まえまして、4月1日からの国保税の課税に当たりまして、それに対応するべく専決処分をさせていただいたということでございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 かつて税改正というのは6月議会で出て、秋口からその分の賦課で、上がった場合は秋からすぐく上がってしまうみたいなことも実際は起きていたんだけど、やはり専決処分でやるというやり方そのものは、市民の意向を余り聞かずにですね、市長が決定してしまうというやり方ですので、本来そういうことはやるべきじゃないんじゃないかというふうな意見を申し上げて、この値上げ、課税限度額の引き上げについては反対の立場で意見を申し上げさせていただきたいと思います。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、報告第25号についての質疑を終わらせていただきます。

以上で、提出案件についての質疑は全て終了いたしました。

それでは、これより各案件について御意見等を伺いながら採決に入ってまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、これより採決に入ります。

採決の方法は、挙手によりお願いいたします。

初めに、報告第17号 専決処分について（水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）について、御意見等がございましたら発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、報告第17号について採決いたします。

報告第17号について、承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、報告第17号は承認すべきものと決しました。

次に、報告第18号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する災害援護資金の貸付けの特例に関する条例の一部を改正する条例）について、御意見等がございましたら発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、報告第18号について採決いたします。

報告第18号について、承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、報告第18号は承認すべきものと決しました。

次に、報告第19号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）について、御意見等がございましたら発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、報告第19号について採決をいたします。

報告第19号について、承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、報告第19号は承認すべきものと決しました。

次に、報告第20号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）について、御意見等がございましたら発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、報告第20号について採決いたします。

報告第20号について、承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、報告第20号は承認すべきものと決しました。

次に、報告第21号 専決処分について（水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例の一部を改正する条例）について、御意見等がございましたら発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、報告第21号について採決をいたします。

報告第21号について、承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、報告第21号は承認すべきものと決しました。

次に、報告第22号 専決処分について（平成29年度水戸市一般会計補正予算（第7号））中第1表中歳出及び第2表継続費補正について、御意見等がございましたら発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、報告第22号について採決いたします。

報告第22号中第1表中歳出及び第2表継続費補正について、承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、報告第22号は承認すべきものと決しました。

次に、報告第23号 専決処分について（平成30年度水戸市一般会計補正予算（第1号））中第1表中歳出及び第2表継続費補正について、御意見等がございましたら発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、報告第23号について採決をいたします。

報告第23号中第1表中歳出及び第2表継続費補正について、承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、報告第23号は承認すべきものと決しました。

次に、報告第25号 専決処分について（水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、御意見等がございましたら発言を願います。

田中委員。

○田中委員 先ほどの質疑でも申し上げたんですけれども、今回限度額の引き上げの部分について反対の意見を述べさせていただきたいと思います。

基礎課税分の4万円の限度額引き上げによりまして、89万円全体が93万円になるということですが、かつて69万円だった限度額が何回も値上げをされた結果、今回93万円というふうになりまして、その値上げ総額約2,900万円という御答弁がありました。8期で国保税は1年分納入しますので、1回11万円を超えるというふうになります。非常に重い負担だと思います。高額所得というお話がありましたけれども、4人家族で年所得686万円ということで、格段に高額所得というわけではなく、そういう点でも非常に思い負担になってしまうというふうに思いますし、一方で軽減分については今回の5割軽減、2割軽減の分で640万円の調定減というふうになって、それから見てもですね、非常に高い増税分というふうに言わざるを得ないというふうに思います。水戸市の黒字の部分についても6億8,200万円ということで、財政的にも非常に余裕がある中で全体の税率据え置きと同じように、課税限度額についても値上げせず、据え置くべきだったと思いますので、本件については反対をさせていただきたいというふうに思います。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 課税限度額の値上げということで、果たしてこの専決処分がよかったのか、悪かったのかというところが大変ありますけれども、国保に関しては国保運営協議会があって、この中でこれまでも据え置きするか、据え置きしないか。そして、この影響額がどうなのか、今財政的にどういうふうな形になるのか、こういったことを論議してきているわけです。今回時間的などというお話もございましたけれども、国保運営協議会は招集があればいつでも集まれる、そういうふうな協議会になっているはずでございますので、これについてはもう少し、この件についてはもうこれで結構でございますけれども、今後のいわゆる値上げ等に関しましては、できる限り広く市民の理解を得る。そして、いろんな方の意見を伺う。こういった中であっては、できれば国保運営協議会等々で審議をさせていただいて、そしてその中でこの取り扱いをどうすべきか、そしてどのような影響額、どのようなことになるのか、こういったことも財政的なものも含めて検討すべきではないかと、このように思いますので、そういった御意見を申し上げさせていただいて、この件については賛成をさせていただきたいと思っております。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、報告第25号について採決をいたします。

報告第25号について、承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 挙手多数であります。

よって、報告第25号は承認すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました報告第17号ほか7件についての審査は全て終了いたしました。

次に、この際、本会議における委員会報告書についてお諮りをいたします。委員会報告書の作成につきましては、正副委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 異議はないですけれども、今ほとんどが異議なしで通ってまいりましたけれども、その前段にはいろんな形で審議をさせていただいた。そういう御意見も取り入れながら報告書については作成をしていただければというふうに思いますので、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○高倉委員長 はい、そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2時57分 散会